第1章 計画策定・見直しにあたって

1 計画策定・見直しの背景

我が国の自殺対策は、平成 18 (2006) 年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げています。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、状況に変化が生じています。男性、特に中高年男性が自殺者数の大きな割合を占める状況は変わっていませんが、令和2 (2020) 年には自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者数が著しく増加し、総数においては11年ぶりに前年を上回りました。令和4 (2022) 年には男性の自殺者数も13 年ぶりに増加し、小中高生の自殺者数は過去最多となっています。我が国の自殺者数も13 年ぶりに増加し、小中高生の自殺者数は過去最多となっています。我が国の自殺死亡率(人口10 万人当たりの自殺者数)は、依然として、G7諸国の中で最も高く、自殺者数も毎年2万人を超える水準で推移していることからも、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

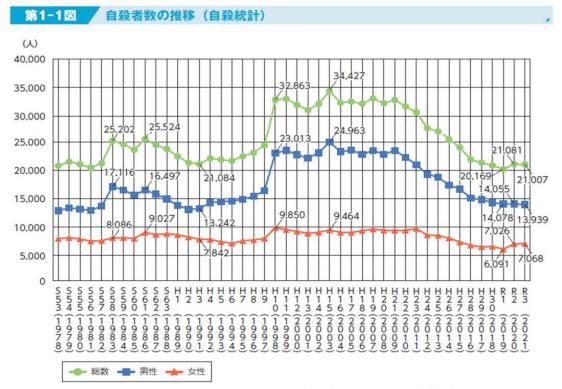
こうした状況において、国は令和 4(2022)年 10 月に「自殺総合対策大綱〜誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して〜」を閣議決定し、自殺対策の方針を示しました。

また、令和5(2023)年4月に開設されたこども家庭庁においては、令和5(2023)年6月に「こどもの自殺対策緊急強化プラン」が示され、子どもの自殺の要因分析や、自殺リスクの早期発見、電話・SNS等を活用した相談体制の整備のほか、親を亡くした子どもへの支援等の取組を進めていくことが示されました。

加えて、令和6(2024)年4月に「孤独・孤立対策推進法」や「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されます。

このような経緯の中、本市では、平成28 (2016) 年に改正された自殺対策基本法に基づき、平成31 (2019) 年に「桐生市自殺対策計画~手をつなぎ みんなで支える いのちの重さ~」を策定し、関係機関と連携し自殺対策に取り組んでまいりました。この度、現計画の計画期間が令和5 (2023) 年度末で終了することから、自殺の現状や市民の意識調査結果、国・県の方針を踏まえ、新たに「第2期桐生市自殺対策計画」を策定しました。

日本の自殺者数の推移(令和4年版「自殺対策白書」第1-1図)



資料:警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

自殺死亡率の国際比較(令和4年版「自殺対策白書」第1-29図)



資料:世界保健機関資料(2022年2月)より厚生労働省自殺対策推進室作成

2 計画の基本方針

令和4(2022)年10月に閣議決定された国の新しい自殺総合対策大綱では、従来の基本方針に、「自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮」の項目が新たに付け加えられ、自殺総合対策の基本方針として、以下の6項目が掲げられています。

本市においても、これらの基本方針に基づいて、自殺対策を全庁的な取組として推進します。

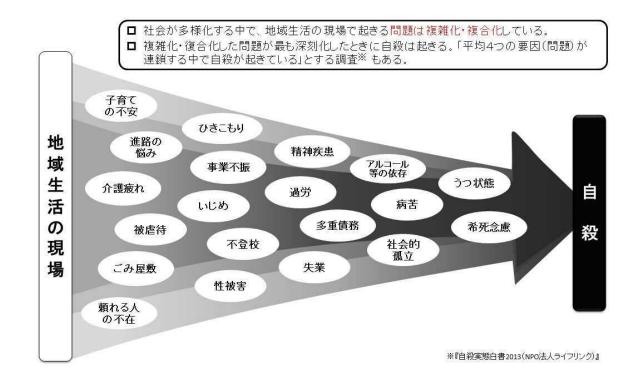
(1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるものです。

自殺の危機要因イメージ図(厚生労働省資料)



(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る孤独・孤立、生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、 性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。 連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれ ぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施など地域共生社会の実現に向けた取組、生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすること、その他にも孤独・孤立対策やこども家庭庁との連携を図る取組が重要です。

(3)対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

さらに、自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方(三階層自殺対策連動モデル)です。

また、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつ ある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

加えて、「自殺の事前対応の: 更に前段階での取組」として、学校において、児童 生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重 要とされています。

(4)実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、

精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、メンタルヘルスへの理解促進も含め、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られるだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっていることから、自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいくことが必要です。

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

具体的には、国には「自殺対策を総合的に策定し、実施する」責務があり、地方公 共団体には「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。また、 関係団体や民間団体、企業には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自 殺対策に参画する」ことが求められ、国民にも「自殺が社会全体の問題であり我が事 であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的 に自殺対策に取り組む」ことが期待されます。

また、地域においては、地方公共団体、民間団体の相談窓口及び相談者の抱える課題に対応する制度や事業を担う支援機関(地域自殺対策推進センター、精神保健福祉センター、保健所等)とのネットワーク化を推進し、当該ネットワークを活用した必要な情報の共有が可能となる地域プラットフォームづくりが重要となります。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

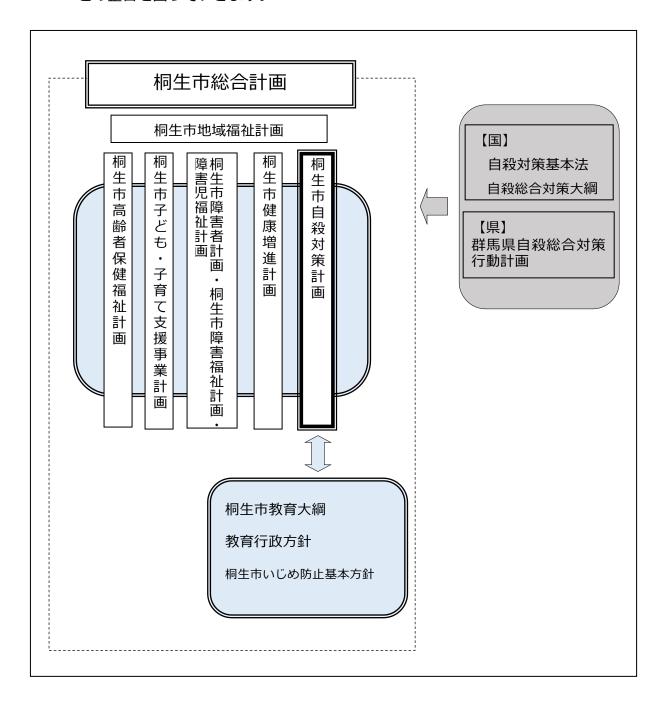
国、地方公共団体、民間団体等の自殺対策に関わる者は、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、不当に侵害することのないよう、このことを認識して自殺対策に取り組む必要があります。

3 計画の位置づけ

(1) 法制度や他の計画等との関係

本計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項の規定に基づき、国の自殺総合対策大綱や群馬県自殺総合対策行動計画を踏まえつつ、本市の状況に応じた自殺対策を推進するために策定するものです。

また、本市の最上位計画である「桐生市総合計画」をはじめとする各関連計画等との整合を図っていきます。



(2) SDGs との関係

SDGs (エス・ディー・ジーズ) とは、平成 27 (2015) 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標です。17 の目標と 169 のターゲットから構成され、「地球上の誰一人取り残さない」を基本理念としています。本計画においても自殺対策推進の施策ごとに関係する SDGs の目標を意識して取り組み、SDGs の達成に向け推進していきます。

SUSTAINABLE GOALS



4 計画の期間

本計画の期間は、令和6(2024)年4月から令和11(2029)年3月までの5年間とします。成果目標について、1年間毎に実績を把握し、分析、評価を行います。また、法律等の改正及び社会状況の変化等を配慮して見直しを図ります。